



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

| | | | |
|-----|--|----------------|---|
| 704 | 特別保護地区の指定予定の通知 | (自然環境課)..... | 1 |
| 705 | 保安林の指定の解除 | (森林整備課)..... | 2 |
| 706 | 〃 | (〃)..... | 2 |
| 707 | 建設業法に基づく営業停止処分 | (技術調査課)..... | 2 |
| 708 | 道路の区域変更 | (道路保全課)..... | 3 |
| 709 | 道路の供用開始 | (〃)..... | 3 |
| 710 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除 | (砂防課)..... | 4 |
| 711 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 | (〃)..... | 4 |
| 712 | 和歌山県水上オートバイ航行の適正化に関する条例によるオートバイの乗り入れ又は航行を規制する水域の指定 | (港湾空港振興課)..... | 5 |

○ 人事委員会告示

| | | | |
|----|------------------------------------|-------|---|
| 10 | 令和6年度和歌山県職員採用Ⅱ種試験及び和歌山県職員採用Ⅲ種試験の実施 | | 5 |
|----|------------------------------------|-------|---|

○ 監査公表

| | | | |
|--|----------|-------|---|
| | 監査公表第19号 | | 9 |
|--|----------|-------|---|

○ 諸報

| | | | |
|--|----------------|---------------------------|----|
| | 令和6年度行政書士試験の実施 | (一般財団法人行政書士試験研究センター)..... | 12 |
|--|----------------|---------------------------|----|

告 示

和歌山県告示第704号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定による特別保護地区の指定を予定しているため、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定に基づき告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年7月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 特別保護地区の名称

万燈鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

岩出市今畑地内の広域農道と林道土佛線との交点を起点として、広域農道に沿って東進し桜池余水吐に至り、同所から岩出市と紀の川市との境界を南東に進み万燈山頂の旧昭和の森の「海の見える展望台」に至り、同所から旧昭和の森内の遊歩道を西に200メートル進み、同遊歩道の曲がり角を経て東に70メートル進み、同所から東側の尾根を南下し岩出市第二配水池東側の山頂に至り、同所から近畿大学敷地と岩出市第二配水池との境界に沿って西進し近畿大学「学びとふれあいの広場」敷地西端に至り、同所から西側の尾根を北進し旧昭和の森「冥福の森」を経て新池上流の上ノ池の堤に至り、同所から同堤を西進し、更に植物公園緑花センターと新池との境界及び植物公園緑花センターと竈池との境界に沿って西進し市道根来北大池線に至り、同所から同市道を北進し植物公園緑花センター敷地西北端に至り、同所から起点に至る線に囲まれた区域。

3 特別保護地区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日までの10年間

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

(2) 特別保護地区の指定目的

万燈鳥獣保護区は、岩出市北東部の和泉山脈南麓の丘陵地帯に位置し、広葉樹を主体とした森林部分や、ため池周辺の水生生物群等において多様な鳥獣が生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも特別保護地区の区域は、多くの鳥類の生息が確認されており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。

このため、当該区域は、万燈鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 保護管理方針

県職員及び鳥獣保護管理員が、岩出市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないように留意する。

5 縦覧場所

和歌山県環境生活部環境政策局自然環境課及び那賀振興局健康福祉部衛生環境課

6 縦覧期間

令和6年7月9日から同月22日まで

当該区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、和歌山県知事に指針案について意見書を提出することができる。

和歌山県告示第705号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和6年7月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市和田字藤谷596の11、596の13
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第706号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和6年7月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 解除に係る保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字花園久木字尾白72の6（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第707号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次の者について営業停止の処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和6年7月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 処分をした年月日 令和6年6月25日
- 2 処分を受ける者
 - (1) 商号 株式会社堀組
 - (2) 代表者氏名 堀光繕
 - (3) 主たる営業所の所在地 田辺市南新万1-2-106
 - (4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可（特-3）第6916号

3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

4 停止を命ずる営業の範囲
土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの

5 期間
令和6年7月10日から同年8月18日までの40日間

6 処分の原因となった事実
本県発注の長井古座線（仮称八郎山トンネル）道路改良工事において、株式会社堀組を構成員とする特定建設工事共同企業体は、令和4年9月に完成検査を受け工事を完了した。令和4年12月、同トンネルの照明施設整備工事において、覆工コンクリート内に空洞の存在が判明した。その後、本県が設置した有識者による技術検討委員会の調査等により、粗雑な工事やそれに伴う虚偽報告の事実が発覚した。
このことが建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

和歌山県告示第708号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年7月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 あげぼの広角線

| 区 間 | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員 メートル | 延 長 メートル | 備 考 |
|---------------------------------------|------|----------------------|-------------|-----|
| 新宮市あげぼの5532番101地先から同市あげぼの5532番101地先まで | 旧 | 8.03 } 8.05 | 41.15 | |
| 同上 | 新 | 11.50 } 12.48 | 41.10 | |

和歌山県告示第709号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、

告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年7月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 あげぼの広角線

供用開始の区間 新宮市あげぼの5532番101地先から同市あげぼの5532番101地先まで

供用開始の期日 令和6年7月9日

和歌山県告示第710号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、平成24年5月8日付け和歌山県告示第501号、平成26年3月24日付け和歌山県告示第320号及び平成28年3月29日付け和歌山県告示第309号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和6年7月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

森浦2・森浦（I-1966）、本浦（I-1968）、トビミネ（I-2401）、汐入（I-2402）、常渡9（II-8310）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに太地町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第711号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和6年7月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

森浦2・森浦（I-1966）、本浦（I-1968）、トビミネ（I-2401）、汐入（I-2402）、常渡9（II-8310）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮

建設部並びに太地町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第712号

和歌山県水上オートバイ航行の適正化に関する条例（令和4年和歌山県条例第65号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、次の水域を水上オートバイの乗り入れ又は航行を規制する水域（以下「規制水域」という。）として指定し、令和6年7月15日から適用することとしたので、同条第7項の規定により告示する。

令和6年7月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 規制水域として指定した水域の名称

田辺扇ヶ浜海水浴場規制水域

2 規制水域として指定した水域の範囲

田辺扇ヶ浜海水浴場に隣接する水域のうち、別図に示す範囲

なお、別図は省略し、その図面を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び西牟婁振興局建設部管理保全課に備え置いて縦覧に供する。

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第10号

令和6年度和歌山県職員採用Ⅱ種試験及び和歌山県職員採用Ⅲ種試験を次の要綱により実施する。

令和6年7月9日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

令和6年度和歌山県職員採用Ⅱ種試験及び和歌山県職員採用Ⅲ種試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び主な職務内容

(1) Ⅱ種試験

| 試験区分 | 採用予定人員 | 主な職務内容 |
|-------|--------|--------------------------------|
| 土木職 | 2人程度 | 知事部局等における道路及び河川事業等に関する施工監理等の業務 |
| 農業土木職 | 1人程度 | 知事部局等における農業農村整備事業の施工監理等の業務 |

(2) Ⅲ種試験

| 試験区分 | 採用予定人員 | 主な職務内容 | |
|-------|--------|--------|---|
| 事務系職種 | 一般事務 | 5人程度 | 知事部局又は教育委員会等における事務 |
| | 学校事務 | 9人程度 | 県立学校又は市町村立小中学校等における事務 |
| | 警察事務 | 5人程度 | 警察本部等における事務 |
| 技術系職種 | 土木 | 3人程度 | 知事部局等における道路及び河川事業等に関する施工監理等の業務 |
| | 農業土木 | 1人程度 | 知事部局等における農業農村整備事業の施工監理等の業務 |
| | 農業 | 2人程度 | 知事部局等における農業及び畜産に関する指導、普及並びに試験研究等の業務 |
| | 林業 | 4人程度 | 知事部局等における森林及び林業に関する指導、普及及び試験研究並びに森林土木事業に関する施工監理等の業務 |

2 受験資格

(1) Ⅱ種試験

平成12年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人。ただし、次の人は除く。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）（同法に規定する短期大学（以下「短期大学」という。）を除く。（2）ア及びイにおいて同じ。）を卒業した人又は令和7年3月末日までに卒業見込みの人

イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等であると認める人

(2) III種試験（事務系職種並びに技術系職種のうち農業及び林業）

平成12年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人。ただし、次の人は除く。

ア 大学における在学期間（休学期間を除く。（3）ア及びイにおいて同じ。）が令和7年3月末日現在で通算して2年を超える人

イ 学校教育法の規定により大学の3年次に編入学した人

ウ 和歌山県人事委員会がア又はイに該当する人と同等であると認める人

(3) III種試験（技術系職種のうち土木及び農業土木）

平成15年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人。ただし、次の人は除く。

ア 大学における在学期間が令和7年3月末日現在で通算して2年以上となる人

イ 学校教育法に規定する高等専門学校を卒業した人又は当該高等専門学校における在学期間が令和7年3月末日現在で通算して5年以上となる人

ウ 和歌山県人事委員会がア又はイに該当する人と同等であると認める人

(4) 次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

3 試験日、試験地及び合格発表

| | 試験日 | 試験地 | 合格発表 |
|-------|--------------------------------------|--------------------|--|
| 第1次試験 | 令和6年9月29日（日） | 和歌山市 田辺市 新宮市 | 令和6年10月18日（金）に和歌山県職員採用情報サイトに掲載する。 |
| 第2次試験 | 令和6年10月30日（水）から同年11月1日（金）までの間で指定する1日 | 和歌山市 | 令和6年11月13日（水）に和歌山県職員採用情報サイトに掲載するとともに、合格者に通知する。 |

（注）試験日及び合格発表日は変更する場合がある。

4 試験の方法及び内容

(1) II種試験

| | 試験種目 | 配点 | 内容 | 試験時間 |
|-------|-----------------------|------------|--|-----------------------------------|
| 第1次試験 | 基礎能力試験 （択一式） ※1 | 400点 | 公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数120題を全問必須解答とする。 〈出題分野〉 文章読解能力、数的能力、論理的思考能力、一般知識、基礎英語 | 1時間 |
| | 専門試験 | 600点 | 試験区分に応じた専門的知識及び能力についての筆記試験 〈土木職〉 40題を全問必須回答とする。（択一式） 〈農業土木職〉 6題を全問必須回答とする。（記述式） | 〈土木職〉 2時間 〈農業土木職〉 1時間30分 |
| | 作文試験 | 200点 ※2 | 文章による表現力、課題に対する理解力等についての記述試験 （800字程度） | 1時間 |

| | | | | |
|-------|------|--------|---|--|
| | 適性検査 | | 通常の職務遂行に必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。 | |
| 第2次試験 | 面接試験 | 1,400点 | 人物、能力、性格等についての個別面接 | |

※1 基礎能力試験は、SCOA総合適性検査を実施する。

※2 作文試験の採点は、第2次試験で行う。

(2) III種試験（事務系職種）

| | 試験種目 | 配点 | 内容 | 試験時間 |
|-------|---------------|-----------|---|------|
| 第1次試験 | 教養試験 (択一式) | 1,000点 | 公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数50題を全問必須解答とする。 (出題分野) 社会科学(法律、政治、経済、社会)、人文科学(地理、日本史、世界史、国語)、自然科学(数学、物理、化学、生物、地学)、文章理解(英文、現代文)、判断推理、数的推理及び資料解釈 | 2時間 |
| | 作文試験 | 200点 ※ | 前記(1)の作文試験と同内容 | 1時間 |
| | 適性検査 | | 前記(1)の適性検査と同内容 | |
| 第2次試験 | 面接試験 | 1,400点 | 前記(1)の面接試験と同内容 | |

※ 作文試験の採点は、第2次試験で行う。

(3) III種試験（技術系職種）

| | 試験種目 | 配点 | 内容 | 試験時間 |
|-------|-----------------------|------------|---|---------------------------------------|
| 第1次試験 | 基礎能力試験 (択一式) ※1 | 400点 | 前記(1)の基礎能力試験と同内容 | 1時間 |
| | 専門試験 | 600点 | 試験区分に応じた専門的知識及び能力についての筆記試験 (土木、農業土木) 40題を全問必須回答とする。(択一式) (農業、林業) 6題を全問必須回答とする。(記述式) | (土木、農業土木) 2時間 (農業、林業) 1時間30分 |
| | 作文試験 | 200点 ※2 | 前記(1)の作文試験と同内容 | 1時間 |
| | 適性検査 | | 前記(1)の適性検査と同内容 | |
| 第2次試験 | 面接試験 | 1,400点 | 前記(1)の面接試験と同内容 | |

※1 基礎能力試験は、SCOA総合適性検査を実施する。

※2 作文試験の採点は、第2次試験で行う。

(4) 試験内容等

ア 試験の内容は、II種試験については短期大学卒業程度、III種試験については高等学校卒業程度と

する。

イ 第1次試験の合格者は、各試験種目（作文試験を除く。）の総合得点順に決定し、最終合格者は第2次試験（作文試験を含む。）の総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

ウ 専門試験の出題分野は、おおむね次のとおりである。

| 試験区分 | | 出題分野 |
|------|-------|--|
| Ⅱ種試験 | 土木職 | 数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）、材料・施工 |
| | 農業土木職 | 数学、応用力学、水理学、土・土質、測量、土木材料・施工、農業水利、土地改良、農地造成・保全、農業造構、農村計画、農業機械 |
| Ⅲ種試験 | 土木 | 数学・物理・情報、土木構造設計（構造力学、構造設計）、土木基盤力学（水理学、土質力学）、測量、社会基盤工学、土木施工 |
| | 農業土木 | 農業土木設計、水循環、測量、農業土木施工、農業に関する情報（農業と環境、農業と情報等） |
| | 農業 | 農業科学基礎、作物、野菜、果樹、草花、畜産、農業経営 |
| | 林業 | 林業経営、育林、林業土木、測量、林産加工 |

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県職員採用情報サイトのトップページの「ご応募はこちら」から「採用試験申込」のページへ移動し、当該ページの「令和6年度和歌山県職員採用Ⅱ種試験」又は「令和6年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験」を選択し、画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、必ず令和6年8月15日（木）までに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

(2) 受付期間

令和6年7月22日（月）午前10時から同年8月23日（金）午後4時までに受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票の発行

申込みが到達した場合は、「送信完了」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「申請に対する電子文書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイルをダウンロードし、A4サイズの紙面に印刷すること。「送信完了」のメールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

試験当日は、受験票及び自己紹介書を必ず持参すること。

6 合格から採用まで

(1) これらの試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求により和歌山県人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。これらの試験の最終合格者は、原則として令和7年4月1日に採用される。

(2) 採用時の給料等の月額はおおむね以下のとおり（令和6年4月1日現在）である。ただし、民間企業等の職歴、学歴（Ⅱ種試験にあっては短期大学卒業を超えるもの、Ⅲ種試験にあっては高等学校卒業を超えるもの）その他の経歴に応じて次の表の給料等の月額より多い額となる。

| 試験区分 | 給料等の月額（地域手当を含む。） | 適用給料表 |
|-------------------|--|--------|
| Ⅱ種試験 土木職、農業土木職 | 193,830円（短期大学卒業程度の学歴を有する者であって、和歌山市を勤務地とする場合の額） | 行政職給料表 |

| | |
|-------------------------|--|
| Ⅲ種試験 事務系職種、技術系 職種 | 179,445円（高等学校卒業程度の学歴を有する者であって、和歌山市を勤務地とする場合の額） |
|-------------------------|--|

このほか、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 車椅子・ルーペの使用、拡大文字・点字等による受験

これらの試験については、車椅子・ルーペの使用、拡大文字等による受験が可能であるので、希望する人は和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

また、Ⅲ種試験のうち事務系職種については、点字受験が可能であるので、同様に申し出ること。

8 試験結果の情報提供

これらの試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、「申請に対する電子文書発行のお知らせ」メールを送信するので、当該メールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

| 試験の種類 | 情報提供の対象者 | 内容 | 期間 |
|-------|-----------|--|---|
| 第1次試験 | 第1次試験不合格者 | 試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第1次試験の総合得点及び総合順位 | 合格発表の日の翌日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午後3時から1か月間 |
| 第2次試験 | 第2次試験受験者 | 試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験及び第2次試験の総合得点及び総合順位 | |

9 その他

これらの試験についての問合せ先は、次のとおりとする。

和歌山県人事委員会事務局

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3763

ファクシミリ番号 073-433-4085

監 査 公 表

和歌山県監査公表第19号

令和6年4月16日付け監査報告第1号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年7月9日

和歌山県監査委員 森 田 康 友

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 玄 素 彰 人

和歌山県監査委員 山 家 敏 宏

1 海草振興局建設部

監査実施年月日 令和6年1月30日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|--|
| 指摘事項 行政財産の占用許可事務の不適切処理等に関しては、令和3年9月7日に公文書の紛失と不適切処理について貴部から報道機関への資料提供がなされたところであり、 | 指摘事項 河川占用手続において、許可条件について主管課との調整が必要となったことから、その調整に時間を要した結果、許可更新が遅延したものであり、主管課との連携 |

令和4年3月16日に実施した監査において、「行政財産の占用許可等の事務処理において、占用許可等の決裁や収入調定の手続が行われず、公文書を紛失するなどの事態が発生した。今回の調定漏れとなっている事案について適正に処理するとともに、今後このようなことのないよう、事務処理手続の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい」旨の指摘を行った。

この指摘を受けて、貴部から令和4年6月3日に「調定がなされていないものについては、法令に基づき適正に徴収するよう、手続を進めている。今後このようなことのないよう、公文書及び個人情報の適正管理についての研修を実施し、職員の意識向上を図った。また、再発防止策として、占用許可事務等に係る『申請受付簿』を備え付け、複数職員により進捗管理を行う体制を整備する」等の措置を行ったとの報告があった。

しかし、今回、河川の占用許可事務が著しく遅延している事例が新たに確認されたことは誠に遺憾である。

今後、このような事態が発生することのないよう、再発防止策の徹底を図られたい。

注意事項

(1) 河川敷地が不法に占用されている土地について、不法占用者に対して厳正に対処されるとともに、河川巡視等により、不法占用の防止を図られたい。

(2) 廃川敷地が不法に占用されている土地について、適正に対処されたい。

が図られていなかったこと、及びグループ内での進捗管理が適切に行われていなかったことが原因であると考えられる。

これらを踏まえ、主管課との緊密な連携を行うとともに、申請受付簿を電子化することにより、関係職員が進捗の状況を確認できる体制とした上で、グループリーダーが毎週かつ担当課長が毎月の進捗管理を行い、占用許可事務等の遅延が生じることのないよう、周知徹底した。

注意事項

(1) 隣接する土地所有者から払下げの意向があるものについては、早期の払下げに向けた交渉等を進めている。

建物所有者の特定が困難なものについては、引き続き、訪問その他の方法により相手方の特定に努め、特定ができた箇所から厳正な指導を行っている。

また、樹木については伐採指導を行った。

今後も新たな不法占用が起らないよう、引き続き河川巡視を行っていく。

(2) 撤去指導を行った結果、払下げの意向が確認できたものについては、払下げの手続を進めている。

また、払下げの意向が確認できなかったものについては、立入防止柵を設置するなど、適切な維持管理に努めている。

2 和歌山県税事務所

監査実施年月日 令和6年1月30日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|---|--|
| <p>指摘事項</p> <p>県税の還付業務において、次の不適正な事務処理が発生していたので、税務業務全般において、今後このような事態が発生することのないよう、厳正な事務の執行に努められたい。</p> <p>(1) 不動産取得税の減額・還付の申請に係る書類を紛失していた。</p> <p>(2) 自動車税の過誤納金の還付において、第三者に誤って還付し、本来の還付すべき相手方への還付処理が遅延していた。</p> | <p>指摘事項</p> <p>県税の還付業務について、次のとおり措置した。</p> <p>(1) 再発防止策として、提出書類が原本であることを判別しやすくするため、受付印を赤色や青色に変更するとともに、書類のシュレッダー処理の際には、職員が責任を持って各自で処理するよう、周知徹底した。</p> <p>また、個人情報を取り扱うことの重要性を再認識させるとともに、今後このようなことのないよう、適正な公文書の管理徹底に努めている。</p> <p>(2) 本事案の発生原因は、担当者の確認不足や誤認識、上司が進捗状況の確認を怠ったことなどが挙げられることから、再発防止策として、複数の職員によるチェックを実施するとともに、上司が進捗状況の確認を徹底するよう、周知徹底した。</p> |

3 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

監査実施年月日 令和6年1月30日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--|--|
| <p>注意事項</p> <p>(1) 損害賠償金の支払を伴う公用車による交通事故が複数発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p> <p>(2) 収入調定票において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 和歌山県児童相談所における法的業務の委託に係る委託料の支出について、弁護士に対する源泉徴収がなされていないので、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>(1) 職員に対し、道路交通法（昭和35年法律第105号）を遵守し、事故防止に向け運転には十分注意するよう指導を行うとともに、車両の適正な使用及び管理についても併せて指導を行った。</p> <p>(2) 決裁権者は決裁書類を十分確認し、決裁漏れがないよう注意するとともに、起案者は施行前に未決裁の文書がないか再確認するよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 源泉徴収漏れとなった個人事業主には、謝罪の上、源泉徴収すべきであった金額を返金していただき、和歌山税務署に納付を行った。所得税法（昭和40年法律第33号）等に基づき、適正な源泉徴収事務を行うとともに、今後このようなことのないよう、職員に周知徹底した。</p> |

4 和歌山県公営競技事務所

監査実施年月日 令和6年1月30日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--|---|
| <p>注意事項</p> <p>役務費手数料の支出負担行為において、請書を徴しているにもかかわらず、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>支出負担行為の合議については、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）に基づき、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> |

5 和歌山県工業技術センター

監査実施年月日 令和6年1月30日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--|--|
| <p>注意事項</p> <p>(1) 研究用所内LAN設備更新業務の委託契約について、契約保証金受入前に契約を締結していたので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 負担金の支出において、支出すべき会議に係る負担金を支出していない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 証紙が貼付されている書類を紛失していたので、今後このようなことのないよう、公文書の厳正な管理・保管に努められたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>(1) 今後このようなことのないよう、契約締結前に契約保証金の納入を確認するよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 今後このようなことのないよう、資金前渡日及び資金前渡額を複数人で情報共有し、出金漏れがないことを確認するよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 今後このようなことのないよう、職員に周知徹底するとともに、定期的に複数人で書類の確認を実施するよう確認体制を強化した。</p> |

6 和歌山下津港湾事務所

監査実施年月日 令和6年1月30日

| 監査の結果 | 監査の結果に基づき講じた措置 |
|--|--|
| <p>注意事項</p> <p>(1) 随時の資金前渡において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ア 資金前渡日に出金していなかった。</p> <p>イ 現金を直ちに戻入することなく金庫で保管していた。</p> <p>ウ 前渡資金精算票の出納機関への提出が遅延していた。</p> <p>(2) 新聞購読料の支出において、履行確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> | <p>注意事項</p> <p>(1) 今後このようなことのないよう、和歌山県財務規則の運用について（依命通達）（昭和63年4月1日付け出第1号）を確認の上、適切な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 今後このようなことのないよう、和歌山県財務規則に基づき、適切な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> |

諸 報

公 告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による和歌山県知事の委任に係る令和6年度行政書士試験を次のとおり実施します。

令和6年7月9日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理事長 望 月 達 史

- 1 試験期日 令和6年11月10日（日）午後1時から午後4時まで
- 2 試験場所 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 和歌山市手平2-1-2
- 3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

ア 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和6年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。

イ 行政書士の業務に関し必要な基礎知識（出題数 14題）

一般知識、行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令、情報通信・個人情報保護及び文章理解の中からそれぞれ出題し、法令については、令和6年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、（1）アの科目については択一式及び記述式、（1）イの科目については択一式とします。

なお、記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 受験願書及び試験案内の配布方法

(1) 窓口配布

ア 配布期間 令和6年7月29日（月）から同年8月30日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

イ 配布場所 一般財団法人行政書士試験研究センター（午前9時から午後5時まで）
県庁市町村課、各振興局総務県民課（午前9時から午後5時45分まで）
和歌山県行政書士会（午前9時から午後5時まで）

(2) 郵送による配布

ア 請求期間 令和6年7月8日（月）から同年8月23日（金）（必着）まで

イ 請求方法 住所、氏名及び郵便番号記載の返信用封筒（角形2号：A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ）に、郵便切手140円分を貼付し、次の宛先まで請求してください。

宛先 〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間 令和6年7月29日（月）から同年8月30日（金）まで

イ 受付場所 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、必ず簡易書留郵便で郵送してくだ

さい。令和6年8月30日（金）の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類 受験願書（顔写真及び受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書の貼付があるもの）

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受付期間 令和6年7月29日（月）午前9時から同年8月27日（火）午後5時まで

インターネットによる受験申込みは、令和6年8月27日（火）午後5時で終了します。同日午後5時までに入力を完了していないと、接続中（入力中）であっても申込みができなくなりますので御注意ください。

この期間におけるインターネットによる受験申込みは、24時間利用可能です。入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）にアクセスし、御確認ください。

イ 受験手数料の払込み

（ア）受験手数料は、クレジットカード（申込者本人名義のものに限ります。）又はコンビニエンスストアで払い込んでください。

（イ）利用できるクレジットカード

VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス、Diners

（ウ）利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア

(3) 受験手数料 10,400円

受験手数料の払込方法については、試験案内を御覧ください。

なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。

また、一旦払い込まれた受験手数料は、地震、台風等の天災などの事由により、試験を実施しないこととした場合等以外は返還しません。

(4) 連絡先（問合せ先）

一般財団法人行政書士試験研究センター

郵便番号 102-0082

所在地 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

電話番号 03 (3263) 7700

6 特例措置の実施

(1) 身体の機能に障害のある方等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望される方には、障害等の状況により希望される措置を行うことがあります。

なお、申出の時期、障害の内容等によっては希望に沿えない場合があります。

(2) 受験に際して必要な措置を希望される場合は、受験申込み（「郵送による受験申込み」又は「インターネットによる受験申込み」）をする前に、必ず一般財団法人行政書士試験研究センターまで御相談ください。

特例措置の手続については、試験案内を御覧ください。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 合格発表の日時 令和7年1月29日（水）午前9時

(2) 合格発表の方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板及び和歌山県庁北別館2階本館連絡通路に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には合否通知書を郵送します。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を掲載（掲載開始時間は、合格発表日の午前中）します。